

## 墓地等の経営の許可等に対する新たな考え方について

本市では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」を平成 15 年度から施行していますが、現条例においては、墓地の開設をめぐる、紛争の発生や当事者間の話し合いの長期化、名義貸しと思われる事例など、種々の問題があります。

そこで、第 3 回常任委員会で御報告させていただきました横浜市墓地問題研究会からの報告（本年 9 月）に基づいて、本条例を改正するにあたっての考え方をまとめましたので、説明いたします。

また、この考え方につきまして、市民の皆様から御意見を募集し、いただいた御意見をふまえて、平成 23 年第 1 回市会定例会にて改正条例案を上程させていただきます。

### 1 条例改正に対する考え方について

今回の改正は、今後の墓地の適正供給を目的とするもので、改正のポイントは、次の 4 点です。

- ① 事業型墓地に係る経営の安定性の確保といわゆる名義貸しの防止
- ② 周辺住民と事業者との円滑な合意形成の促進
- ③ 周辺環境や使用者の利便性への配慮
- ④ 墓地開設計画の住民説明と関係法令の適合性審査の義務化

#### (1) 事業型墓地に係る経営の安定性の確保といわゆる名義貸しの防止のため、財務基準等を規定します

##### ア 在市規定の見直し《事業型・檀家型ともに適用》

地域における十分な宗教活動の実績のないと思われる市外の宗教法人が、墓地の許可申請を行った事例があったことを受け、市内に設置した宗教法人法に基づく法人事務所が宗教活動の実績期間として、一定の期間を経過していることを基準化します。

##### イ 財務基準の明確化《事業型のみ適用》

墓地経営の永続性の確保が厳に求められることから、事業型墓地の経営主体に対して、墓地開設に要する費用のうち、一定割合の自己資金を有することを基準化します。

また、事業費の一部を借入金とする場合は、借入元を銀行等の金融機関に限定します。

##### ウ 「墓地等の開設に伴う財務状況報告書」の提出の義務づけ《事業型のみ適用》

経営主体の安定性をあらかじめ審査することを目的に、事業型墓地の開設事業者に対して、財務状況に係る書類（監査を受けた財務関係書類、事業費に関する書類等）の提出を義務づけます。

エ 「横浜市墓地等の開設に伴う財務状況審査会（仮称）」の設置《事業型のみ適用》

前記の提出を義務づけた財務状況報告書の内容が、安定した財務状況か否かを専門家の立場からの確に審査する目的で、弁護士、不動産鑑定士、公認会計士等を構成員とした「横浜市墓地等の開設に伴う財務状況審査会（仮称）」を設置します。そして、財務状況について審査された結果は同審査会の意見として市長が聴取することとします。

《参考》想定メンバー

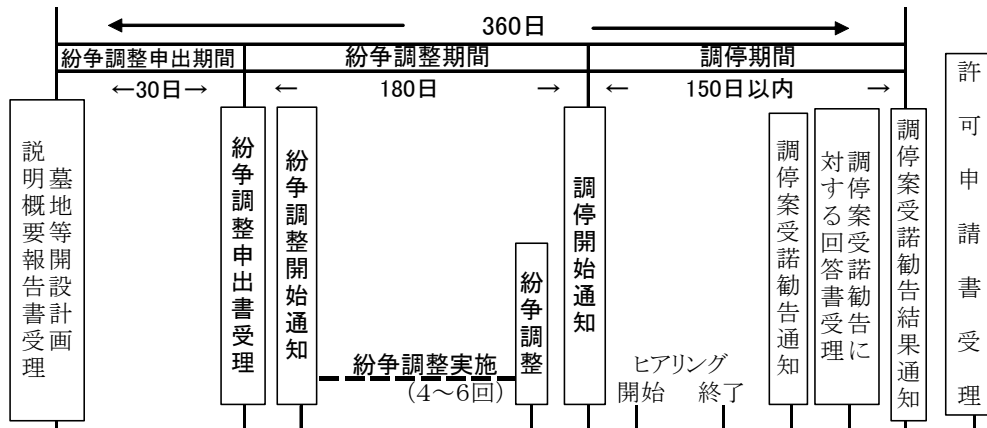
- ・ 弁護士
- ・ 中小企業診断士
- ・ 不動産鑑定士
- ・ 建築士 等
- ・ 公認会計士

(2) 周辺住民と事業者との円滑な合意形成を促進するため、話し合いの義務化・有期限化等を規定します

ア 紛争解決のための話し合いの申請要件化・有期限化

協議の一方的な打ち切りや長期化などを防ぐため、当事者間の話し合いを義務化し、その話し合いに行政（横浜市）が関与する仕組みを新たに加えると同時に、期間を最長 360 日の有期限化します。

《許可申請までの流れ》



《参考》紛争の実態（平成 15 年 4 月 1 日～平成 22 年 10 月 31 日）

表 1 紛争の発生状況

種別	墓地計画件数	紛争件数※	紛争発生率
新設墓地計画	32	16	50%
拡張等墓地計画	23	1	4%
合計	55	17	31%

表 2 協議・あつせん・調停の実績

	協議	あつせん	調停
件数	13 件	5 件	3 件
期間	3か月～6年2か月 (平均 23 か月※)	1 か月～5 か月	3 か月

※ 実施 13 件のうち 1 件は、協議中に計画を中止したため、集計から除外

※ 紛争件数は墓地計画件数の内数

イ 説明会議事録の公開

手続きの透明性の確保の観点から、求めのあった周辺住民に説明会議事録を配布することを、開設事業者に義務づけます。

(3) 周辺環境や使用者の利便性への配慮のため、施設内のバリアフリー化等を規定します

ア 墓地構造設備基準の改正

緑化推進の観点や周辺環境との調和を図る目的から、緑地面積の割合の基準を次表のとおり改正します。

	墓地面積	既存緑地	現行	改正案
市街化区域		50%未満	30%以上	変更なし
		50%以上	30%以上	35%以上
市街化調整区域	1 ha 未満	50%未満	30%以上	変更なし
		50%以上	30%以上	35%以上
	1 ha 以上	50%未満	35%以上	変更なし
		50%以上	40%以上	変更なし

また、車いすの方などが墓参しやすいよう、通路の基準を次表のとおり改正します。

	現行	改正案	
通路の幅員	1メートル以上	1.2メートル以上	段差のある場合は スロープ構造を含むこと
主要通路の幅員		1.8メートル以上	

イ 構造設備に係る努力義務の設定

高齢者、障害者等の使用に配慮した施設内のバリアフリー化や無縁化墓地の循環利用のための合葬墓の設置と、駐車場の災害時の避難場所としての活用を、新たに努力義務として規定します。

(4) 墓地開設事業者による住民説明や墓地開設に伴う関係法令の適合性審査を条例に規定します

ア 墓地開設計画の周知に係る説明等の手続きの申請要件化

墓地開設事業者による周辺住民の方々に対する説明とその開設計画を知らせるための標識の設置を、許可申請の要件として規定します。

イ 墓地開設に伴う関係法令の適合性に係る審査手続きの義務化

開設する墓地が関係する法令等に適法であることを確かにするため、現在要綱で規定している都市計画法、建築基準法等の審査手続きを義務化します。

## 2 市民意見募集について

### (1) 募集期間

平成 22 年 11 月 15 日から 12 月 14 日まで

### (2) 周知方法

ア 健康福祉局ホームページ

イ チラシ(配布窓口:各区広報相談係、市民情報センター及び健康福祉局生活衛生課)

### (3) 意見募集方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

あて先:健康福祉局生活衛生課

### (4) 意見募集チラシ

5～6 ページ

墓地等の経営の許可等に対する基本的な考え方について  
意見を募集します

横浜市では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」を平成 15 年度から施行しています。

今回、横浜市の今後の墓地供給のあり方や方向性を検討するため、外部委員による「横浜市墓地問題研究会」を設置（平成 21 年 8 月）し、平成 22 年 9 月に報告書がまとまりました。この報告書に基づいて、現在横浜市では条例の改正を検討しています。

条例改正にあたっての参考とするため、墓地等の経営の許可等に対する基本的な考え方について、広く市民の皆様から、御意見を募集します。

【御意見の送付方法】

- 期間：平成 22 年 12 月 14 日まで
- 方法：次のいずれかの方法で、御意見をお寄せください。
  - ① 郵送の場合  
裏面の回答様式に氏名、住所（区名まで）、年代（30 歳代、40 歳代など）、意見を記載し、次のあて先へ封書で送付してください。  
**あて先** 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課 あて
  - ② ファクシミリの場合  
裏面の回答様式に氏名、住所（区名まで）、年代（30 歳代、40 歳代など）、意見を記載し、次のあて先へ送付してください。  
**あて先** ファクシミリ番号 045-663-7327  
横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課 あて
  - ③ 電子メールの場合  
健康福祉局ホームページ（[http:](http://) ）から回答様式をダウンロードのうえ、氏名、住所（区名まで）、年代（30 歳代、40 歳代など）、意見を記載し、次のあて先へ記載済のファイルを添付して送付してください。  
**あて先** 電子メールアドレス [kf-bochi@city.yokohama.jp](mailto:kf-bochi@city.yokohama.jp)
- 意見の公開：いただいた御意見の趣旨については、個人情報を除き公開される場合がありますので御了承ください。
- その他：個々の御意見に対する回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください（項目ごとにまとめた意見及びそれに対する実施機関の考え方は、募集期間終了後、ホームページ等で公表する予定です。）。また、電話での御意見は御遠慮ください。

【お問い合わせ先】

横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課

電 話：045-671-2458

ファクシミリ：045-663-7327

裏面が回答様式です。

氏名： \_\_\_\_\_

年代： \_\_\_\_\_ 歳代

住所： 横浜市 \_\_\_\_\_ 区（区名までで結構です。）

### 墓地等の経営の許可等に対する基本的な考え方

#### ① 事業型墓地に係る経営の安定性の確保といわゆる名義貸しの防止について

経営主体による事業型墓地の安定した経営は、墓地使用者の保護の観点から非常に重要な事項であると考えます。この経営の安定性の確保といわゆる名義貸しを防ぐためには、一定の自己資金を有することなどの財務基準を明確化し、財務状況報告書の提出を義務づけることが必要であると考えています。

また、この提出された財務状況報告書について、公認会計士等の財務の専門家による「横浜市墓地等の開設に伴う財務状況審査会（仮称）」を設置し、事業者の財務状況を審査することを考えています。

この考え方に対する御意見をお聞かせください。

《意見》

#### ② 周辺住民と事業者との円滑な合意形成の促進について

周辺住民の方々と墓地事業者との円滑な合意形成を促進するため、当事者間の話し合いを義務化するとともに、その話し合いに行政（横浜市）が関与する仕組みとし、期間を最長360日にすることを考えています。

この考え方に対する御意見をお聞かせください。

《意見》

#### ③ 周辺環境や使用者の利便性への配慮について

周辺住民の方々に配慮したより良い環境の創出や高齢者、障害者等の利便性への配慮のため、緑地率の引き上げや墓地内の墓参道の拡幅などのバリアフリー化を進めることを考えています。

この考え方に対する御意見をお聞かせください。

《意見》

#### ④ 墓地開設計画の住民説明と関係法令の適合性審査の義務化について

墓地事業者が実施する、周辺住民の方々に対する墓地等の開設計画の周知に係る説明や墓地開設に係る関係法令（都市計画法、建築基準法等）の手続きを、より明確にする必要があると考えています。

この考え方に対する御意見をお聞かせください。

《意見》